

政策会議 議事概要

開催日	令和4年10月20日	場所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p>宍粟市文化財保護事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について</p>		
総合計画での位置付け	<p>基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ⑦心豊かにいきいきと学べるまちづくり 基本施策 【24】文化・芸術活動の推進</p>		
総合戦略での位置付け	<p>【まちの魅力】選ばれるまちづくり</p>		
現状	<p>文化財登録制度は、国と地方公共団体の指定文化財以外の文化財を対象とし、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを幅広く登録して、届出制と指導・助言・勧告を基本とする、緩やかな保護措置を講じることにより、所有者の自主的な保護に期待する制度で、これまでの指定制度を補完する制度として、平成8年に有形文化財の建造物に導入され、平成17年より建造物以外の有形文化財・有形民俗文化財・記念物、令和3年より無形文化財・無形民俗文化財に拡充されている。</p> <p>兵庫県では平成18年に登録文化財制度を制定しているが、当時、宍粟市内には県登録文化財に該当する物件がなかったこともあり、登録文化財に対する補助の規定がない。ただし、現在は市内に県登録文化財が2件所在する。</p>		
課題	<p>県登録文化財の所有者（管理者、管理団体含む）が、その修理、復旧及び環境整備等を行う場合、現行の市の補助金交付要綱では、指定文化財のように県と伴走し補助する規定が定められていない。市内の貴重な登録文化財を保存していくためにも、所有者の負担を軽減することで、今後の適正な文化財保護の推進に寄与できるものと考えため、要綱を改正し、県とともに支援を行いたい。</p>		
決定事項	<p>宍粟市文化財保護事業補助金交付要綱について、県が登録する文化財も対象として補助が行えるよう改正する。</p> <p>（対象者） 兵庫県が登録した文化財の所有者若しくは管理者又は管理団体</p> <p>（支援の内容） 重要文化財活用地区については、対象経費の上限を1,000万円、それ以外の地区については、対象経費の上限を600万円とし、補助対象経費の実支出額の市補助額1/6、残りの額は所有者負担とする。</p>		